



Building a better  
working world

1 June 2020

## オーストラリアの COVID-19 景気刺激・支援策

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が与える経済への影響から国内産業を保護するために、数々の景気刺激・支援策案がオーストラリア連邦議会にて承認されました。これらの支援策はオーストラリア国内に子会社を有する日系企業のみならずオーストラリアでM&A取引を検討している日系企業にも関連する事項となります。

### 給与補助金「ジョブキーパー」

連邦政府の給与補助金スキーム「ジョブキーパー」は、新型コロナウイルスの影響を受けた企業、非営利団体、慈善団体を対象として、業務の継続や従業員への給与支払いを支援するものです。600万人の従業員に適用される見通しです。

影響を受けた雇用主は、2020年3月30日から最長6カ月間にわたり、対象となる従業員1人につき2週間ごとに1,500豪ドルを申請することが可能となります。以下の基準に該当する企業がジョブキーパーの対象となります。

▲総売上高が10億豪ドル未満で、GST売上高が30%以上減少したと見込まれる

▲総売上高が10億豪ドル以上で、GST売上高が50%以上減少したと見込まれる

▲個人、個人事業主、非営利団体に関する他の要件を満たしている

## 即時償却可能となる減価償却資産の資産額上限を 15 万豪ドルへ引き上げ

年間総売上高が5億豪ドル未満の企業について、2020 年3月 12 日から 2020 年6月 30 日までの間、即時資産償却(IAWO: Instant Asset Write-Off)の対象となる減価償却資産額の上限が引き上げられ、1 資産当たり 15 万豪ドルまでの資産について即時償却が可能となります(これ以前は年間総売上高が 5,000 万豪ドル未満の企業が対象で、1 資産当たり3万豪ドルまでの資産でした)。

この償却が認められるのは、1997 年連邦所得税法(ITAA97)第 40 条に基づく償却対象資産です。ITAA 97 第 43 条に基づいて償却可能となる建物およびそれに付随する施設等など、つまり第 40 条の対象となる資産については適用されません。

減価償却資産とは、耐用年数が決められていて、使用によりその資産価値が減少すると合理的に推定できる資産のことです。減価償却が可能となる資産には、一般的に、コンピューター、電動工具、家具、自動車などが含まれます。

一方、以下の資産については一般に適用されません

▲土地および在庫品

▲大半の無形資産

---

## 民間投資支援(BBI: Backing BusinessInvestment) — 初年度に資産取得原価の 50% 償却

企業投資と経済成長を短期間で促進する措置として、対象となる企業が有する該当資産の減価償却控除を加速する 15 カ月間のインセンティブ制度が導入されました。

BBI措置により、ITAA 97 第 40 条で償却可能であり、かつ新規に取得された資産(工場、設備、特定の無形資産等)の取得原価の 50%について、即時償却が認められます。

新規に取得された資産の取得原価のうち残り50%部分については、現行の償却ルールに基づいてその耐用年数にわたり適用されます。したがって、同措置が適用される資産については、取得原価の 50%の即時償却に加え、第 40 条に基づいて残り 50%について計算された減価償却控除も同課税年度内に認められることになります。

この加速償却措置の対象となる資産は、BBI措置の発表(2020 年3月 12 日)後に取得され、かつ 2021 年6月 30 日までに課税対象の目的で最初に使用された、または使用するために設置されたものに限ります。この加速償却控除は、資産が最初に使用または設置された年に適用されます。

なお、この措置には例外が複数あることから、その適用を検討する場合には、専門家からアドバイスを受けることをお勧めします。

---

## 売上高が 5,000 万豪ドル未満の雇用主のキャッシュフローを支援

総売上高が 5,000 万豪ドル未満で、従業員のいる中小企業および特定の非営利団体(NFP)に対して2 万～10 万豪ドルの助成金が非課税で給付されます(2020 年3月 12 日に発表されたキャッシュフローブースト法案に基づく)。

この措置における給付を受けるためには特別な申請は必要なく、該当する企業が対象期間におけるアクティビティステートメントを提出することで、オーストラリア国税庁(ATO)によりキャッシュフローブーストが自動的に適用されます。

## ATOの継続的なガイダンス

ATOは、大企業、中小企業、そして個人に対し積極的な支援を提供しており、多数のFAQ(よくある質問)について公開したうえで継続的に更新しています。

## デューデリジェンスの考慮事項

ATOは、今回の景気刺激策の適用を受ける納税者に対してレビューを行うことを発表しています。今後オーストラリアで買収を検討する場合は、買収の対象企業による一連の景気刺激策における給付金の申請、享受状況についても税務デューデリジェンスを行い、景気刺激策の基準と齟齬がないこと、および申請内容が正確であること等を確認する必要があります。

※本稿は 2020 年 5 月に執筆されたものです。出版時の時点では適用される一般的な情報を提供する目的で作成されており、法的助言を行うものではありません。本稿の内容に関連する事項については、正式な法的助言を別途受けた上で判断される必要があります。



EY ジャパン・ビジネス・サービス 税務リーダー  
キーガン ショーン

Tel: (02) 9276 9172  
Email: sean.keegan@au.ey.com

EY トランザクション・タックスチームのパートナーで 15 年の経験を有する。海外 M&A、税務ストラクチャリング、ダイベストメントなどを専門とする。



EY ジャパン・ビジネス・サービス 税務ディレクター  
渡辺 登二

Tel: (02) 9248 4771  
Email: toni.watanabe@au.ey.com

日本国外への投資スキームのストラクチャリング、デューデリジェンス、買収後のインテグレーション業務、税務調査対応に 20 年の経験を有する。

## EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

### Sydney/Melbourne



篠崎純也 Junya Shinozaki  
Director  
JBS NSW Leader  
+61 2 9248 5739  
junya.shinozaki@au.ey.com

### Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe  
Director, Tax  
+61 2 9248 4771  
toni.watanabe@au.ey.com

### Sydney



カーンズ 裕子 Yuko Kearns  
Director, Tax  
+61 2 9248 5518  
yuko.kearns@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ  
Patrick Giles-Jones  
Director, Transfer Pricing  
+61 2 9248 4170  
Patrick.giles-jones@au.ey.com

### Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue  
Director, Tax  
JBS Perth Leader  
+61 8 9217 1296  
shigeaki.inoue@au.ey.com



近藤 貴輝 Takaki Kondo  
Senior Manager, Assurance  
+61 8 9222 8715  
takaki.kondo@au.ey.com

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2020 Ernst & Young, Australia.  
All Rights Reserved.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.